

# 伊方原発をとめる 大分裁判の会ニュース

第 25 号  
2024/1/25

発行：伊方原発をとめる大分裁判の会  
〒870-0034 大分市都町2丁目7-4  
徳田法律事務所気付  
TEL 090-7153-8775(連絡先 森山賢太郎)  
http://anti-ikata.org  
E-mail:info@anti-ikata.org



## 3.7 勝利をつかもう！！

☆たたかいは続く（12月3日臨時総会の発言より）

元日に能登半島で M7.6 の直下型地震が発生し、住民の方々が悲惨な状況に晒されています。痛切極まる新年の幕開けとなりました。「沿岸の海底にある活断層」が 150<sup>キロ</sup>にわたって動いたとのことで、伊方原発の間近を走る中央構造線が動けば同様の事態となる可能性があります。伊方原発をとめねばなりません。



### 福島のことを見つめること

松本文六原告団共同代表

6月15日結審のあと、豊田直巳フクシマ写真展を9月に、そして白石草さん講演会を11月に開催しました。（詳細は P10, 11）豊田さんはスライドトークで、大熊町に立派な新庁舎ができ 100 人以上の職員がいるが人々はほとんど帰ってきていません。「消えてないのは放射能だけだ」とおっしゃっていました。

白石さんは、甲状腺がんといわれた子どもたちがそのことを言えない現実を語られました。医者の世界では福島県立医大の影響力が絶大であり、「甲状腺がんは放射能と関係ない、過剰診断だ」とされています。自分が医者だ、と言うと彼女は絶句していました。

また 1980 年代から「原発はトイレのないマンション」と言われてきたことが明白になってきました。核のごみ捨て場は国内どこにもありません。



### 母親として、女性として

宇都宮陽子応援団共同代表

長いようで、あっという間でした。7 年前に一人の母親として、女性として、何より人間として私たち人類と原発は共存できない、何とかして伊方原発をとめたい思いで裁判に関わりました。この間、何事もなかったのではなく、皆と一緒に活動してきたことで今日にいたっています。そのことが何より大事です。



原発に最も近い裁判所、  
それは大分地裁なのです

徳田靖之弁護士団共同代表

569 名という原告数は、それだけで歴史的なことです。7 年間を全力でやり抜いたという思いはあります。裁判では、どんな基準で原発の安全性を判断するのかという“ものさし”を徹底的に重視し、そのための争点の絞り込みをしました。伊方原発のアキレス腱は 2 つあり、1 つは「中央構造線が間近にありながら三次元地下構造の調査もしていない」こと。2 つめは火山灰について、最も警戒しなければならないのは阿蘇山の大爆発のはずなのに、これを検討材料にせずに、九重山で起きた過去の大きな爆発を対象にした安全性の検討しかしていない、ということです。2020 年 1 月 17 日広島高裁決定では「専門家の間で意見が分かれたときは、より安全な方をえらぶ」という誰でもわかる判断が下され、大変勇気づけられました。これぞ司法判断です。

## 3月7日（木） 判決日

### 判決 14：00

|             |               |
|-------------|---------------|
| 大分地裁玄関集合    | 13：00         |
| 知事公舎跡地公園で待機 | 13:05 ~ 13:30 |
| 入廷行動        | 13:30         |
| 入廷          | 13:40         |
| 開廷          | 14:00 判決      |
| 閉廷          | 時間 不明         |

\*傍聴について、抽選となります。裁判所による抽選に参加してください。抽選に漏れた人は裁判所前の歩道で待機してください。

\*報告集会、記者会見（15:00 予定）  
県弁護士会館 4F

# <最終弁論 2023 年 6 月 15 日続き その1> ー中央構造線の三次元地下探査の必要性ー 芦田譲さんの証言とは



意見陳述書 弁護士 田中 良太

## 1 はじめに

この意見陳述では、伊方原発訴訟における地震争点について、最終準備書面の内容を概説する。

まず、原告らは、地震争点に関して、最終準備書面において、三次元反射法探査を中心に主張した。大前提として、その理由を整理したい。

まず、三次元反射法探査は、東日本大震災を受けて改訂された新規制基準において、新たに義務付けられた調査だということである。これは東日本大震災及びそれに伴う福島原発事故の深刻な被害状況に鑑みて、地下構造を正確に把握することの重要性が再認識されたからである。

その上で、被告は、伊方原発の敷地周辺において、三次元反射法探査を実施していないことを認めている。三次元反射法探査が必要かどうか検討していない。これは、被告による伊方原発の安全性に関する主張は、全て三次元反射法探査が行われていないことを前提に検討されるべきものであることを意味する。また、三次元反射法探査は新規制基準で義務付けられている以上、三次元反射法探査をしないことの正当性を立証する責任が被告にあるということをも意味する。

加えて、三次元反射法探査については、この探査法に関する日本の第一人者である芦田証人の尋問を実施し、裁判所においても判断するに十分な証拠が出揃っている。

そのため、原告らとしては、三次元反射法探査の未実施という1点のみを踏まえても、伊方原発が危険であることを判断できるという意味において、被告の主張の最大の弱点があるという意味において、地震争点において三次元反射法探査を中心に述べることとしたのである。

## 2 三次元反射法探査に関する3つの視点

裁判所におかれては、最終準備書面を読むにあたり、3つの点に留意しながら、判決を検討していた

だきたい。

まず第1は、三次元反射法探査に関する新規制基準の解釈である。特に新規制基準の策定経緯を踏まえて、その趣旨をご理解いただきたい。

第2は、三次元反射法探査の不実施が新規制基準に違反するかどうかという点である。特に、違反となった場合には、伊方原発の地震に対する安全性は決定的に揺らぐことになる。

第3は、伊方原発の敷地及びその周辺の三次元反射法探査が行われていないことによって、具体的に弊害が生じているという点である。最も問題となるのは、本件訴訟における主要な争点の1つである、佐田岬半島北岸部の地質境界としての中央構造線が、活断層といえるかどうかの問題である。この問題の科学的な結着は、三次元反射法探査による以外にはないからである。

## 3 三次元反射法探査に関する新規制基準の策定経緯

三次元反射法探査が二次元反射法探査に比べ、観測精度に根本的な違いが存在することは、既にプレゼンテーションでも述べたことであるので、ここでは繰り返さない。

三次元反射法探査が、石油業界のみならず、今回、被告のために意見書を書いた阿部信太郎氏といった多くの研究者にとっても、高く評価されていることは言うを俟たない。

中でも、新規制基準の策定経緯における議論は決定的である。

福島原発事故以前の旧規制基準においては「三次元的な地下構造を把握することが望ましい」という表現だったのが、新規制基準においては「三次元的な地下構造を把握すること」という表現に変更されている。

これは検討過程の議論において、高知大学海洋コア総合研究センターの徳山センター長が「石油業界では一般的に陸上で三次元探査をしています。原発も含めて、ぜひ三次元探査を実施して、安全性の担保を確認することをお願いしたい」と述べるなどし

て、原子力規制委員会における新規制基準の検討の議論を終始リードし、他の委員からも異論が出ないほどに支持されていることが反映されたものである。

原子力規制委員会の当時の管理官補佐であった江頭氏も「三次元探査の手法自体は石油業界では一般的」という判断の下に、「規則にどう書くかであるが、『望ましい』を『すること』に修正すべき。」と述べているのである。

何度も「三次元探査」という言葉が使われていることに注目していただきたい。新規制基準の議論においては三次元反射法探査を手段として採用すべきという前提で、検討が進められているのである。

このことは、この新規制基準を受けて策定された評価手順マニュアルにも端的に表れている。すなわち、三次元地下構造モデルを作成する調査のための手法として、二次元反射法・屈折法地震探査の手法が除外され、三次元反射法・屈折法地震探査の手法が挙げられているということである。

そして、実際に大飯原発の安全性審査においても、「地下構造が成層かつ均質である」と判断するためには、50m格子間隔における調査、すなわち三次元反射法探査を実施すべきことが原子力規制委員会に指摘されている。

つまり、新規制基準においては、三次元反射法探査を実施することが自明の前提だったのである。新規制基準の解釈はこの前提に従って行われる必要がある。

#### 4 新規制基準の解釈

新規制基準においては、三次元的な地下構造の把握は三次元反射法探査によって行われるべきことであり、また、三次元的な地下構造の把握が免除される場合として「地下構造が成層かつ均質」であるかどうかを判断する場合にも三次元反射法探査の実施が避けられない以上、結局、三次元反射法探査が実施されなければならないということになる。

新規制基準やそれに付随する各種ガイドラインの規定はこのことを表している。

中でも重要な点はガイドに記載された次の文言である。基準地震動の策定に関する調査に当たっては、「調査手法の適用条件及び精度等に配慮し、目的に応じた調査手法により実施されることが必要であり、可能な限り、最先端の調査手法が用いられているこ

とが重要である。」

三次元反射法探査が二次元反射法探査に比べて最先端の調査手法であるということは、詳しく述べるまでもないことである。

結果、三次元反射法探査を行っていない被告が、新規制基準に違反していることは、伊方原発の安全性に関する被告の主張を根底から覆すものであるということである。

#### 5 三次元反射法探査に関する被告の認識の誤りについて

三次元反射法探査に限らず、本件各争点に関する被告の主張の特徴は、基本的にデータ軽視であることに尽きるが、特に三次元反射法探査に関する主張には、その傾向が顕著である。

被告の三次元反射法探査に関する認識を象徴的に表しているのは、被告の執行役員である大野証人の証言である。同証人は、「三次元調査というのは、別に物理探査だけが三次元じゃございませんので、三次元探査では、地価の構造を三次元で捉えるためには、地表の地質調査でもわかりますし、さらにボーリングを掘れば総合的に評価することができますので、地下を三次元的に評価しているということを申し上げます」と証言している。こうした認識は、大飯原発の審査における関西電力担当者の認識そのものであり、原子力規制委員会で厳しく批判されたものである。本件原発の南北方向は海であり、地表の地質調査はできないし、ボーリングを掘ることもできない。この点において、被告の三次元反射法探査の必要性に関する認識は、原子力規制委員会の見解と大きく乖離するものである。

更に、被告は、オフセットVSPの信用性を根拠に三次元反射法探査の必要性を否定するが、被告によるデータ解釈は、発振点が1か所の二次元反射法探査としてのオフセットVSPに基づくものであって、発振点を数か所とする三次元探査として行われていない。このためそのデータには、自ずと限界があるし、さらには芦田教授によって、被告の解釈が誤っていると思われる点は散見されることが指摘されている。

つまり、被告は、伊方原発の敷地及び周辺の地下構造が「成層かつ均質」であるということさえ満足に立証できていないのである。

## 6 地質境界としての中央構造線断層帯の活断層性について

被告によって、敷地の南北方向における三次元反射法探査が行われていないという問題が、本件原発の安全性評価において、最も看過しがたい欠陥であることを意味するのは、中央構造線断層帯の問題である。

中央構造線は活断層としての中央構造線と地質境界としての中央構造線とに分かれ、伊方原発に近い位置には地質境界としての中央構造線が走っているというのが被告の主張であるところ、この地質境界としての中央構造線が活断層であるのかどうかは、本件原発の安全性評価において、決定的に重要な問題であり、これを活断層であるとする有力な見解が明らかにされている。代表的な見解は小松氏によるハーフグラベンではないかという指摘であり、被告はこれを否定するが、確たる根拠を示せていない。そもそも、佐田岬半島沿岸部に関しては、国の地震調査研究推進本部による「長期評価(第二版)」において、「佐田岬半島沿岸部の中央構造線は、現在まで

のところ、探査がなされていないために活断層として認定されていない」との指摘を受けている海域である。この海域において被告が行ったとする調査は、二次元の測線間隔が4 kmという極めて粗いものにすぎず、しかも平成29年に八代湾で実施されたような最新の三次元音波探査のような最新の探査法によるものではない。

重要な点は、被告が、このような探査しか実施しておらず、そのために、地下構造の三次元構造を正確には把握できていないにもかかわらず、あたかも把握していることを前提にして安全性を主張しているということであり、そのような主張は砂上の楼閣にすぎないといわざるをえないということである。

## 7 まとめ

原告らが他の章でも述べたとおり、福島原発事故が我々に残した最も重要な教訓は、「謙抑的であれ」ということである。被告の主張はこの教訓を全く無視しようとするものである。以上

# <最終弁論 2023年6月15日続き その2> 一 想定されるべき火山事象とは一 九重でなく阿蘇でなければならない



意見陳述書 弁護士 佐藤 朗

### 1 はじめに

火山事象に対する安全性評価については争点が多岐にわたり、本意見陳述においてその詳細に立ち入ることはできませんが、原告らが裁判所にあらためて留意していただきたい事項につき、申し述べます。

### 2 専門家の意見に耳を傾けることの重要性

火山事象に対する安全性評価を論ずるにあたり、まず必要とされるのは、現在の火山学の水準を理解することです。

もっとも、そのためには高度に科学的・専門技術的な知識が求められるわけではありません。ごく常識的・論理的な判断力が十分です。

現在の火山学の水準については、これまでの準備書面やプレゼンテーションで説明してきたところですが、次に紹介する中田節也東京大学地震研究所教授の指摘に集約されていると思います。

「普通の避難には間に合いますけども、ここで要求されている燃料の搬出等に間に合うだけのリードタイムは、多分、数年とか、あるいは10年という単位では、とてもこの現象は見えるものではない」(甲87・30頁)

原子炉を停止するということに限れば、それは短期間で可能です。しかし、それだけでは火山事象に対する安全性は確保できません。使用済み核燃料の冷却・搬出には年単位の時間が必要となるからです。この当たり前の事実を前提とすれば、火山事象に対する安全性を確保するためには、中田教授がいう「リードタイム」を稼ぐ必要であり、それは噴火がいつ、どこで、どのような規模で起こるのか、どのようなタイプの噴火が、どれくらいの期間続くのかといった予測を、核燃料を冷却・搬出する十数年前の時点でできなければならないことを意味するのです。

結局のところ、火山事象に対する安全性を確保す

るためには、噴火の中長期予測が必要となると言わざるを得ません。しかし、現在の火山学の水準では噴火の中長期的予測は不可能であって、これに異論はありません。

福岡高裁宮崎支部平成28年4月6日決定をはじめ、少なくない裁判所が、噴火予測ができることを前提とする火山ガイドの不合理性を認定したのはごく真っ当な判断です。

被告は、新火山ガイドに「現在の火山学の知見に照らして現在の火山の状態を評価するものである」と記載されていることを根拠に（火山ガイド解説-3）、原子力発電所の運用期間中に火山活動の可能性が十分に小さいかどうかを確認するものであるから噴火予測を行う必要はない、と主張しています。

しかし、「**現在の**火山の状態を評価する」ことが、なにゆえ「運用期間中の活動可能性が十分小さい」という評価につながるのかまったくもって不明です。

被告の上記主張に対しては、「噴火がいつ、どのような規模で起きるかについて相当程度の正確さで予測できないのであれば、原子力発電所の運用期間中の数十年の期間において巨大噴火の発生可能性の大小も判断できない」との広島高裁平成30年9月25日決定の批判が妥当するのであり、成り立たない主張と言わざるを得ません。

専門家の言葉に耳を傾けることは、最新の科学的知見をもって原発の安全対策をなすという原則の第一歩であり、深刻な災害が万が一にも起こらないようにするためには、その言葉を決して軽く扱ってはなりません。これは我々が福島事故で学んだ教訓です。

### 3 想定されるべき噴火規模について

想定すべき自然災害の規模をどのように考えるかについては、原告最終準備書面の第2章で詳述したとおりですが、噴火規模の推定という場面でも問題となります。

新火山ガイドは、検討対象火山の噴火規模について、調査結果から噴火の規模を推定できない場合は、「検討対象火山の過去最大の噴火規模とする」としつつ、過去に巨大噴火が発生した火山で、運用期間中における巨大噴火の可能性が十分小さいと判断されたものについては、「当該火山の**最後の巨大噴火以降の最大の**噴火規模とする」と定めています。阿蘇でいえば、想定すべきは過去最大の阿蘇4噴火（VEI7）ではなく、草千里ヶ浜軽石噴火（VEI5）で足りると

いうことになります。

注目すべきは、旧火山ガイドでは「最後の巨大噴火以降の最大の噴火規模」という文言はなく、「検討対象火山の**過去最大の**噴火規模とする」とされていたことです。上記文言は、平成30年に原子力規制庁が策定した『『設計対応不可能な火山事象を伴う火山活動の評価』に関する基本的な考え方』（甲213）に基づくもので、裁判対策のために付け加えられたものであることは、火山ガイド改正の経緯から明らかです。

この点に関し、想定すべき噴火規模として、VEI7以上の破局的噴火を社会通念によって除外する立場があります。原告らからすれば、およそ受け容れ難い考え方ですが、仮にそのような立場によるとしても、被告の想定のように、ただちにVEI5レベルの噴火規模を想定すれば足りるとはならないはずです。草千里ヶ浜軽石噴火を想定すればよいとするのであれば、阿蘇4噴火と草千里ヶ浜軽石噴火との間に存在するかもしれない噴火について、その活動可能性をすべて否定できなければ、安全性は確保されないはずです。

広島高裁令和2年1月17日決定は、巨大噴火以外の噴火について、**巨大噴火に準ずる**規模の噴火を前提とすべきと判示しましたが、その前提とする考えの当否はさておき、論理的には正当なものといえます。

### 4 巨大噴火とそれ以外を区別することの不合理性

新火山ガイドは、活動可能性評価に関し、過去に巨大噴火が発生した火山における巨大噴火の活動可能性評価をそれ以外の規模の噴火と区別し、巨大噴火について、①巨大噴火が差し迫った状態ではないと評価でき（非切迫性の要件）、②運用期間中における巨大噴火の可能性を示す科学的に合理性のある具体的な根拠が得られていない場合（具体的根拠欠缺の要件）は、運用期間中における巨大噴火の可能性は十分小さいと評価することができるとしています（甲84・9頁）。

これらの要件は、いわゆる「基本的な考え方」（甲213）を火山ガイドに取り込んだものですが、巨大噴火に限って、緩やかな要件を用いて活動可能性を判断することを許容しており、基準として不合理です。②の具体的根拠欠缺の要件についていえば、そもそも、現在の火山学の水準に照らせば、噴火の時期及

び規模を相当前の時点で相当程度の正確さで予測することは不可能であるから、運用期間中、すなわち、100年以上とされる運用期間中に巨大噴火が発生するという科学的に合理性のある具体的な根拠を示すこともまた不可能というほかなく、要件として機能していないことは明らかです。前記「基本的な考え方」は裁判対策として策定されたものですが、その狙いは失敗と言わざるを得ません。

この点に関し、広島高裁令和2年1月17日決定は、「科学的に合理性のある具体的な根拠」について、「噴火の時期及び規模を事前に予測することは困難であって、運用期間中に巨大噴火が発生することに具体的な根拠のある場合は、容易に想定できない」と指摘しており、その要件の不合理性を明らかにしています（甲95・60～61頁）。

## 5 噴出量・層厚の想定が過小であること

(1) 影響評価において、被告は、本件原発敷地に最も影響を与え得る噴火として、九重第一軽石噴火を想定し、その噴出量を6.2 km<sup>3</sup>と考え、それを基に降灰シミュレーションを行い、敷地において考慮すべき火山灰の最大層厚を15 cmと評価しました。

しかし、町田洋東京都立大学名誉教授によれば、九重第一軽石噴火はVEI5～6であり、VEI6（噴出量10 km<sup>3</sup>）であれば、被告の想定は過小ということになります。

また、熊原・長岡論文（甲223）によれば、九重山から約140 km東に位置する高知県宿毛市の松田川流域で、約20 cmの層厚の九重第一軽石が確認されています。噴火から5万年という長い年月の経過により、降灰時の火山灰の層が圧縮（圧密）、風化消滅したと考えられ、実現象としての降灰時の層厚は20 cm以上であったと想定されるところです。このことから被告の想定する噴出量は過小といえます。

(2) 続いて、層厚についていえば、被告の行ったシミュレーションでは、風速や風向等のパラメータに関して不確かさを考慮しても最大で15 cmの層厚にしかありません。

しかし、先ほど紹介した熊原・長岡論文の他にも高知県南西部で約20 cmの降灰があったことを示す文献等は複数存在するのであり、そうであ

るとすれば、本件原発敷地方向を風下とした場合には、九重山から108 kmしか離れていない本件原発敷地に20 cmを上回る降灰があり得ると考えるのはごく自然です。この事実ひとつとっても、被告のシミュレーションの結果が保守的でないことは明らかです。

安全側に立って考えるとすれば、想定すべき噴火の規模は過去最大の噴火、すなわち、阿蘇4噴火（VEI7）を基準とすべきです。それを前提とすれば、阿蘇4噴火の降灰が宇和盆地では1 mの層厚が確認されている以上、被告の想定は過小であるのは明らかです。

仮に、阿蘇4噴火のような破局的噴火は社会通念上想定から除外するとしても、破局的噴火に準ずる規模（噴出量80～90 km<sup>3</sup>程度）の噴火が想定されなければならないはずです。

この点に関し、広島高裁令和2年1月17日決定も「阿蘇については、**阿蘇4噴火に準ずる噴出量数十km<sup>3</sup>の噴火規模を考慮すべき**である。そうすると、その噴出量を20～30 km<sup>3</sup>としても、相手方が想定した九重第一軽石の噴出量（6.2 km<sup>3</sup>）の約3～5倍に上り、本件発電所からみて阿蘇が九重山よりやや遠方に位置していることを考慮しても、相手方による降下火砕物の想定は過小であり、これを前提として算定された大気中濃度の想定（約3.1 g/m<sup>3</sup>）も過小である」と判示しました。阿蘇の過去最大規模の噴火である阿蘇4噴火に「準ずる」噴火規模を想定すべきという指摘は論理的なものであり、どの裁判にも通ずるもののはずです。

## 6 おわりに

「原子力事業者には、最新の科学的・専門技術的知見に基づいて、過酷事故を万が一にも防止すべき社会的ないし公益的義務がある」（東京地裁令和4年7月13日判決〔東電株主代表訴訟〕）。裁判所におかれましては、被告が負うべき社会的ないし公益的義務を見誤ることのないよう、判断していただきたいことを述べ、私の意見陳述を終わります。以上

# 原発事故から 12 年、私たちの健康不安は終わらない

白石草さん講演会：福島の子どもの甲状腺がんの実態  
11月3日（金）大分市コンパルホール400号室 文責 大原洋子

Our-Planet-TV(以下アワプラ)は気になる存在だった。真剣に子ども甲状腺がんに向き合っている姿勢が伝わったから。白石さんはこのNPOの代表理事。

そもそも原発は、過疎地に押しつけたり、被ばく労働の上に成り立つ、差別性の高いものだが、すべての問題の根底には避けて通れない「健康被害」がある。それゆえ推進側はごまかし・ウソ・恫喝で事実を隠そうとする。

奇しくも11/3の同時刻、近くの部屋では、薬害エイズを告発し闘った草伏村生さん(享年44)とM君(同17)たちをしのぶ集いが催され、徳田弁護士が彼らに学ばねばと訴えられていた。薬害エイズ事件と(水俣病事件と)福島原発事故による甲状腺がんの多発は何て似ているのだろうか。何の罪もない人間(特に若者)が罹患



させられ一生苦しむ、さらに孤立感、差別でも苦しめられる。

また、メディア各社の姿勢も何て似ているのだろう。放射線による子どもへの健康影響を報道し続けているアワプラに対し、デマだとか不安を煽るな、復興を阻害するなどの攻撃。同じように報じてきた仲間の記者は、それに耐えかね、ほとんどいなくなったという。

## ☆健康被害は始まった、という肌感覚

白石さんは冒頭、「健康被害は終わらない」というより「始まった」という肌感覚です、とおっしゃった。福島県在住の18～28歳(当時6～16歳)の甲状腺がん患者の若者6人(その後7人に)が東電を訴えたのは2022年1月。(大手メディアで唯一取り上げたTBS『報道特集』にはバッシングの嵐)大人にとっても裁判がどれほど敷居が高いか。まして法廷で陳述することがどれほど勇気を要するか。彼らを讃えたい。

だが、この背後には提訴もできず、苦しんでいる患者が少なくとも350人もいるのだ。まして検査もされていない県外の被ばく者は、仲間も補償もなく、どれだけ不安な思いをしていることか。

## ☆医療界のゆがんだ構造

何と手回しがよいと感じるのが、2012年度から計画され314億円かけて2016年に竣工した福島市の「ふくしま国際科学医療センター」。アイソトープ治療棟もある。現時点で7人のうち4人が全摘・再発しており、ここでの治療の様子を生々しい説明があった。こんな荒療治を10代20代で受けざるを得ない彼らの苦悩を見て見ぬふりはできない。

交流会で松本原告共同代表が医者と聞いて信じがたいとのけぞる白石さん。それぐらい福島を筆頭に健康を守るべき医療界のゆがんだ構造にイヤというほど接してこられたのだ。

## ☆「私たちは一人ひとり名前があります」

配布された『311 子ども甲状腺がん裁判 NEWS』には原告全員の陳述が。3人の裁判官にフルネームで呼びかけ、「私たちは一人ひとり名前があります」と言った原告7さん。原告5さんは、「私は病気になったのが、身内や友達ではなく、自分で良かったなと思っています」「裁判官のお子さんでなくて良かった」とまで。彼らの陳述は何度読んでも震える。番号で呼ばれ顔も出せない原告ら。そうさせているのは我々なのだ。

アワプラの報道の半分は原発問題。だが、よく視聴されているのは他のテーマという。「一億人の傍観者が支える原子力」とは、小出裕章さんの名言。この1億人を少しでも減らし、世論を喚起しよう。そのためにも、まともなメディアを支えよう。

ご寄付はコチラ

郵便振替口座：00100-4-77535

名義 OurPlanet-TV (アワプラネットティービー)

講演をYouTube UP しています！

YouTubeで「白石草さん講演会」と検索するか、「伊方原発をとめる大分裁判の会」のHPからご覧いただけます。

# 豊田直巳フクシマ写真展 ホルトホールエントランス

## あなたに見て欲しい、福島 の 12 年

9 月 12 ～ 21 日

文責 中山田さつき



9 月 12 日～21 日（18 日休み）までの 9 日間、ホルトホールのエントランスで開催しました。人々が行き交う街の通りのような場所での開催で、通りがかりの人がふらっと立ち寄って写真を見てくれる、そんな設営をしました。期間中、900 人を超える人が写真展を観てくださいました。

展示された 39 枚の写真は、写したその瞬間を切り取ってただそこに写真としてあるだけなのに、空気感、風の音、人々の声さえも聴こえるような、そんな気がするのが不思議でした。

福島第一原発事故から 12 年以上が過ぎ、「風化」が進んでいるなどと表現される昨今ですが、忘れてはいけない現実が続いていることを、目の前の写真がダイレクトに訴えてきます。

### 会場で頂いた感想から、ほんの一部を紹介します。

○一枚一枚の写真に「重み」を感じました。光と影、生命、死、一瞬をのがさずに切り取る撮影。感動と言う言葉はあてはまらないかもしれませんが、深く深く「声」が伝わってきました。……（50 歳）

○東北は震災関係なくおとずれたいところであったので、こういうことはただ悲しい。ここ大分も原発はないものの、近県は原発に囲まれているので、決して他人事ではない。明日は我が身。改めて思い知らされています。（38 歳）

○……福島悲劇が忘れ去られようとしているのは悔しいし、私たち自身もそれに手を貸さないようにしなければと改めて思いました。……（68 歳）

### この写真展に寄せられた豊田直巳さんのメッセージ

#### 未来への伝言 消される景色の中の消えない記憶

いまま北は青森県から南は静岡県の一部まで、きわめて広範囲に野生キノコの一部には出荷制限や摂食制限が掛かっています。長野県でも一部の山菜に、出荷、摂食の制限が掛かっています。セシウムが 100 ベクレル/kg という「基準値」以上検出されたからです。

日本の全域ではないにしろ、放射能汚染はいまも重い影を落としています。ただ、東京電力福島第一原発の原発事故によって広範囲に撒き散らされた放射性物質が目に見えないように、日本の「重い影」は見ようとしなければ見えないのかもしれません。

だから私は写真を撮ってきました。何気なく通り過ぎる風景の中で、見過ごされる人びとの姿に、ちょっと足を止めて欲しいから。そのか細い声にほんの少し耳を傾けて欲しいから。

写真は「いま」を切り取るものですが、切り取られた写真は、「未来への伝言」でもあると感じるようになりました。

ヒロシマ、ナガサキがいまも終わらないように、「フクシマ」は日本の「負の歴史」として 300 年後にも子どもたちの教科書に載るでしょう。その子どもたちに向かって、私は伝えたいのです。

何が「起こっていたのか。どんな人びとの姿がそこにはあったのか」を。原発から漏洩されたセシウムも 300 年後には消えるでしょうから…。

そして、私の写真をご覧になるあなたが、その歴史の同伴者になってくださればと願いながら。



## 豊田直巳スライドトーク

9月17日、写真展と並行して、豊田直巳さんのスライドトークを行いました。写真を示しながらの豊田さんのお話はとても具体的で分かりやすい内容でした。「復興」という掛け声のもとで、何が具体的に行われているのか。湯水のように税金を投入して行われている、「除染」バブル。「復興」土建バブル。ここまでひどい実態とは。想像を超える「名ばかりの復興」事業が実際に住む人びとを置き去りにして進められているのを映し出していきます。

松本文六代表は交流会の席上、「この実態を国会議員は知っているのか？院内集会でこの学習会を開いて議員に実態を知ってもらわなければ」と豊田さんに持ちかけ、後日、実施の運びとなったとのこと。

マスコミは復興に水を差すとして真実を伝えず、私たちは見えなくさせられて世論操作され、その中で被災者は分断されて置いてきぼりにさせられている福島の実情を知らされました。



## フォト・ルポルタージュ 福島 人なき「復興」の10年



写真展、スライドトークに参加できなかった皆さん、ぜひ、このブックレットを手にとってください。写真もたくさん掲載されており、とても読みやすいです。

著者 豊田直巳  
(2022年3月発行)  
1100円  
岩波書店



## 追記

※大分の写真展は9日間という長期開催でした。当番・展示など計17名の会員ボランティアスタッフの協力があって、無事に開催出来ました。ありがとうございました。



※9月10日には中津市で、「原発をとめた裁判長」の上映会と並行して写真展を開催しました。

## 3.11を知ろう



2024年1月12日(金)・13日(土)

豊田直巳写真展  
12日(金)13:00-18:00  
13日(土)11:00-18:00  
入場無料(ドネーション制)  
後援:伊方原発をとめる大分県民の会

トークセッション  
12日(金)13:00-14:00  
13日(土)11:00-12:00  
福岡県立大学が主催  
名を馳せる大分県民の会  
伊方原発をとめる大分県民の会

木村紀夫さんが今私たちに伝えたいこと(お話し会)  
12日(金)13:00-14:00  
20分程度でなくても参加出来ます。  
500円・700円・1000円  
伊方原発をとめる大分県民の会

※1月12, 13日に大分市竹町 WAZAWAZA ビル 2F に20歳代の若者たちが参加し、鑑賞しました。豊田直巳フクシマ写真展、トークセッション

Zoom 講演会  
「木村紀夫さん(福島県大熊町在住)」

# 10.22 伊方原発ゲート前集会報告

事務局 森山賢太郎

10月22日（日）伊方原発ゲート前集会に、宇都宮陽子応援団共同代表以下4名で大分県から参加しました。主催は「さよなら原発四国ネットワーク」です。四国のメンバー中心に40名位の集会をゲート前で行いました。反原発の歌を歌い、抗議のアピールを各団体が行いました。森山事務局長が四電社長宛の申し入れ書を読み上げ、総務課長に手渡しました。



宇都宮さん 「ドイツは止めた、伊方も止めよう」

## ☆4年ぶりに交流会が持たれました

コロナで持てなかった交流会が4年ぶりに開催されました。新しくできた「佐田岬ミュージアム」ではちょうど197号線の向こうにリニューアルした看板「プルサーマル絶対反対」が鮮やかでした。リラックスしたなかに、四国各地から集った人たちのユニークな活動報告や近況報告に勇気をもって帰路につきました。（森山）



建物右側部分に乾式貯蔵設備建設中

2023年10月22日

四国電力株式会社

取締役社長 長井啓介様

大分市都町2丁目7-4 徳田法律事務所気付

伊方原発をとめる大分裁判の会

原告団共同代表 松本文六 中山田さつき

## 申 入 書

私たち大分県民は穏やかな瀬戸内海に面して海の幸・山の幸に恵まれ、心豊かに暮らしています。私たちにとって、大分県の対岸にある伊方原発は脅威そのものです。大分市佐賀関町までわずか45\*<sup>km</sup>です。ひとたび福島のような過酷な原発事故が起これば、生活基盤そして命までも根底から失われかねません。福島で8月末から開始した‘汚染水’の垂れ流しを瀬戸内海どんなに薄めても瀬戸内が‘死の海’になることは明らかです。

国の核燃料サイクル政策は破綻しています。26回も延期を繰り返している青森県六ヶ所村核燃料再処理工場は稼働できないでしょう。MOX燃料加工工場は実現不可能でしょう。わざわざフランスで加工してもらうことに、私たちの誰ひとり納得できる人間はいません。

原発が1秒でも1分でも1日でも稼働すれば、やっかいな核廃棄物＝死の灰は確実に増え続け、その最終処分場は国内のどこにも見つかる見通しが立っていません。

解決策として伊方原発の敷地内に“乾式貯蔵”設備をつくって核廃棄物を溜め込むことは許されません。半永久的な設備になりかねません。廃炉にすることが最も賢明な判断であると考えます。

四国地域ではこれまでに原発を使用せずにやってこれた実績があります。

今春から今夏にかけて、太陽光・風力などの再エネの出力制御回数は前年比で5倍です。50回も捨てました。電気は余りすぎていて、原発の電気はいらないのです。再エネが一層充実してきている今日、全国の電力会社に先駆けて、貴社が脱原発にカジを切る英断を下されることを切に要望いたします。

## 記

- 1 伊方原発3号機を廃炉にすること
- 2 核廃棄物を伊方町に溜めおかないこと。乾式貯蔵による長期保管をやめること

## 核ごみ文献調査

# 対馬市長、「受け入れ」反対を表明



☆先延ばしできないが、手を挙げる自治体なし

文献調査は現在、北海道寿都町と神恵内村で行われている。周辺自治体の反発は根強いが、核のごみを保管する青森県六ヶ所村と事業者は30～50年の搬出を約束しており、処分場選定は先延ばしできない。

4月、政府は最終処分に関する基本方針を8年ぶりに改定した。地方議会や経済団体へ検討を促すなど国主導で働きかけ、文献調査の拡大

を目指す方針を示した。地元の意見に反し、次の段階には進まないとしているものの、手を挙げる自治体がほほえないのが現状だ。

### ☆対馬市議会が採択 調査受け入れ請願採択

大分合同新聞 9月13日

原発から出る高レベル放射性廃棄物（核のごみ）の最終処分場選定に向けた文献調査を巡り、長崎県対馬市議会は12日からの9月定例会の本会議で、調査受け入れを促進する請願を賛成多数で採択した。賛成が10人、反対が8人だった。最終的な判断は比田勝尚喜市長に委ねられ、調査応募に踏み切るかどうかに注目が集まる。調査が始まれば北海道の2町村に続き、全国3例目となる。

最終処分場を巡っては、原子力発電環境整備機構（NUMO）が2002年に調査受け入れの公募を開始。文献調査は3段階ある処分場設置に必要な第1段階で、受け入れると最大20億円の交付金が出る。

### ☆市長「受け入れない」表明 「第3の候補」白紙に

大分合同新聞 9月28日

島を二分した議論。「今回は拙速だった」。比田勝尚喜市長は、市民との合意形成に至っていないことを強調。2020年の市長選で、処分場を誘致しない旨を演説した経緯がある比田勝は「熟慮に熟慮を重ねた」とした上で、島を二分した議論に「終止符を打ちたい」と静かに語った。

観光業や水産業が基幹産業の対馬市。1960年のピーク時に約6万9千人だった人口は今年8月時点で約2万8千人まで減少し、地域の衰退は喫緊の課題だ。市議会は2007年、最終処分場の誘致に反対する決議を可決していた。この十数年間の状況を踏まえ意見を変えた市議もあり、今月12日の市議会では、10対8の賛成多数で受け入れ促進の請願を採択した。

市長の判断に「議会軽視だ」と憤る推進派議員もいた。

### ☆核ごみ視察費を機構（NUMO）負担

#### 対馬市議は条例違反

朝日新聞 12月6日

対馬市が4日に公表した報告書によると、市議13人が2021年10月～今年4月、北海道や青森県六ヶ所村の最終処分関連施設の見学に参加。交通費や宿泊費を原子力発電環境整備機構 NUMO が負担したという。

政倫審は施設見学の費用負担は財産上の利益供与であると判断。「政治的または道義的批判を受けるおそれのある寄付にあたる」と結論づけた。

これに対し、NUMO は5日の談話で、「地層処分事業に関心を有する方々であれば、どなたでも関連施設の見学の機会を提供している」と主張。「これに伴う必要な費用の支出は、事業を実施する上で不可欠と考えている」との談話を出し、施設見学などの事業を続ける考えを示した。

#### 対馬市長が調査受け入れに反対した五つの理由

- ①市民の分断が起こっており、合意形成が不十分
- ②観光業、水産業などへの風評被害の懸念がある
- ③文献調査だけを受け入れるという考えには至らなかった
- ④市民の将来の不安を払拭（ふっしょく）するまでの計画内容ではなかった
- ⑤想定外の要因による危険性が排除できなかった

# 全員で控訴審をたたかおう

## 12月3日臨時総会で決まりました

12月3日に大分市 J:COM ホルトホール大分 201 会議室で開催された臨時総会は約 40 名の参加で、議長に陶山泰さんを選出し、熱心な議論の末に原案（すでに皆様に配布済みの議案書）を若干修正し、承認されました。

修正し承認された内容 敗訴の場合、第7条（財政）  
（2）控訴人とならない元原告は原則として応援団に移行して控訴審を支える  
をカットし、下記を承認しました。

1. 控訴人は控訴費用としてひとり1万円を負担する
2. 原告団会員及び応援団会員は年会費2千円を納めることとする。ただし、1世帯は全員で年会費2千円とする

## 原告勝訴のとき

四電が控訴した場合に原告全員で控訴審にのぞむ（新たな追加訴訟費用はありません）

## 原告敗訴のとき

控訴審にのぞむ人は「訴訟委任状」提出と併せてひとり1万円を訴訟費用として負担する

また、いずれの場合も財政基盤の確立のために原告団会員および応援団会員ともに（1世帯について）年会費2000円を納入する

☆原告の皆様へ…「訴訟委任状」を2月10日までに投函をお願いします。返信用封筒に切手を貼って（切手代は自己負担）ください。

「訴訟委任状」の提出をもって、控訴人になる意向表明とします。これまでの大分地裁の原告の皆様のうち、全員が控訴審を控訴人としてたたかうことを願っています。

なお、期日までに返答のない方については控訴人を希望しないと判断しますのでご注意ください。

\*別紙A3資料「原告の皆様へ今後の裁判について」を熟読されてください。

## 311いのちのわ 集いと脱原発デモ行進

日時 3月10日（日）10時～15時30分

会場 大分市若草公園  
入場無料 小雨決行

4年ぶりにデモ行進を企画します。  
各自 思い思いのアピールを工夫しましょう！  
※詳しくは別紙参照

## 署名「原発事故は国の責任です」

追加署名、継続受付中です  
\*未提出の方は返信封筒に同封されてください。

## 講演会「希望の牧場」 ～被ばくした牛を生かし続ける～

日時 : 2月17日（土）18:00～  
講師 : 吉沢正巳さん 参加費 500円  
会場 : 中津下毛教育会館  
主催 : 中津草の根の会ほか

※別紙チラシ参照

## 冊子『次の原発事故がおきる前に！』

昨年2月4日の大島堅一さんの講演会の内容を約60頁のブックレットにまとめました。



GX法や原発再稼働の問題点、原発は脱炭素に役立たずなど、原発の問題点を分かりやすく解説しています。

また、伊方原発をとめる大分裁判の会・弁護士共同代表 岡村正淳 弁護士による「大分における7年のたたかい」と、日本の原発を

巡る現状を新聞報道を中心にまとめた「たたかいは続きます」を巻末に入れました。

申し込みは「伊方原発をとめる大分裁判の会」事務局 森山（090-7153-8775）まで  
（頒価 400円）